

武蔵野市男女平等推進団体活動への支援制度

1 武蔵野市男女平等推進団体活動補助金

(1) 対象活動

男女平等社会の推進に寄与するテーマでの活動で、以下の①～③が対象です。

- ① 研修会、講演会等の開催（市民を対象に公開で行うもの）
- ② 研究及び調査
- ③ その他、市長が特に認めるもの

(2) 補助金額

- ・1 団体につき年 1 回、5 万円まで。
 - ・申請書を提出いただいた順に審査します。申請団体が多数の場合や基準を満たしていない場合は、交付されないこともあります。
- ※通常の活動に対しては交付できません。補助金額は対象の活動に必要な経費の範囲内となります。

(3) 流れ

- ①男女平等推進センターへ申請
- ②交付決定通知
- ③対象活動の実施
- ④実施後の活動報告書の提出（1 カ月以内）
（領収書、参加者人数、記録、写真、開催チラシ・レジュメ等具体的な実施資料を添付）
- ⑤補助金の交付

2 男女平等推進センターの会議室の優先利用

使用料：一般利用料の半額

申込期間：使用する日の属する月の 2 カ月前の月の初日から使用日の前日まで、電話又は来館にて

施設概要		使用区分・利用料	
面積：約 66 m ²	定員：38 名（椅子のみの場合は 47 名） 机、椅子：19 台、47 脚 備品：ホワイトボード	一般利用料	団体利用料
午前 9 時～12 時		800 円	400 円
午後 13 時～17 時		1200 円	600 円
夜間 18 時～22 時		1400 円	700 円
全日 9 時～22 時		2800 円	1400 円

※事前に申請いただいた場合に限り、スクリーン・ワイヤレスマイク・マイク用スピーカー・ポインター・スピーカーを、補助金事業でセンターまたは市民会館を利用される場合は上記に加えプロジェクターを、お貸しすることができます。（上記備品はセンター主催事業等で使用する場合がありますので、必ず事前にご相談ください）

※電話等口頭での申込みはお受けしておりません。

窓口にお越しいただき、申請書を記入、提出後、利用料をお支払いいただいて、予約完了となります。

3 印刷機等の利用

団体の活動に必要な印刷時に、市民会館の簡易印刷機と裁断機を使用できます。

使用料：簡易印刷機 製版 1 回につき 50 円

印刷枚数 100 枚まで 50 円（それ以上は 100 枚ごとに 50 円）

※紙はお持込みください

裁 断 機 無 料

4 男女平等推進センター内の団体ロッカー貸出